

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道						5.3E+1	53.0	53.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+0			1.0		1.3E+1	13.0	14.0
8	茨城県						2.2E+0	2.2	2.2
9	栃木県						2.9E+1	29.0	29.0
10	群馬県								
11	埼玉県						1.8E+2	184.0	184.0
12	千葉県						8.8E+1	88.0	88.0
13	東京都								
14	神奈川県	8.8E+1			88.0		1.9E+3	1,869.0	1,957.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						3.1E+1	31.0	31.0
24	三重県						6.5E+1	65.0	65.0
25	滋賀県	2.0E-1			0.2		1.1E+1	11.0	11.2
26	京都府								
27	大阪府	1.0E+1			10.0		8.8E+1	88.0	98.0
28	兵庫県	1.1E+2			110.0		1.6E+2	156.0	266.0
29	奈良県								
30	和歌山県					1.2E+0	8.1E+0	9.3	9.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.1E+1			21.0				21.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		2.3E+2			230.2	1.2E+0	2.6E+3	2,598.5	2,828.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。